

「事前登録申請に関する詳細事項」(A1等級企業用)

1 全体事項

(1) 電子申請化について

令和8年度(2026年度)より、書面、郵送での申請ではなく電子(LOGOフォーム)※1による申請となります。書面、郵送での申請は受け付けません。

1) HPに掲載のURLからLOGOフォームへアクセスいただき、「会社情報」、「各項目」の実績の有無等を入力していただきます。

令和8年度 熊本県農林水産部 事前登録制度

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号:0246154 更新日:2026年3月19日更新

土木一式A1等級

★令和7年5月交付の認定通知書は提出不要です。
★土木一式A1等級については、今年度より電子(LOGOフォーム)による申請方式となっております。熊本県建設技術センターの下記URLより申請願います。

- 土木一式A1等級 説明 (PDFファイル:368KB)
- 土木一式A1等級 説明(詳細) (PDFファイル:415KB)
- 土木一式A1等級 説明(LOGOフォーム申請方法) (PDFファイル:1.08MB)
- 土木一式A1等級 様式(その他のファイル:934KB)
- 土木一式A1等級 記載例(その他のファイル:957KB)

土木一式A2等級

★土木一式A2等級については、昨年度認定内容と変更がない場合は申請不要です。
★土木一式A2等級については、昨年度より電子(LOGOフォーム)による申請方式となっております。該当振興局の下記URLより申請願います。

- 土木一式A2等級 説明 (PDFファイル:417KB)
- 土木一式A2等級 説明(詳細) (PDFファイル:405KB)
- 土木一式A2等級 説明(LOGOフォーム申請方法) (PDFファイル:1.08MB)
- 土木一式A2等級 様式(その他のファイル:189KB)
- 土木一式A2等級 記載例(その他のファイル:454KB)

電子申請URL(LOGOフォーム)

※受付期間は令和8年(2026年)4月1日(火)8時30分から4月10日(金)17時00分まで

- <熊本県建設技術センター> (土木一式A1等級企業)
<https://logofarm.jp/form/x4b6/1222284> <外部リンク>
- <県央広域本部管内企業> (土木一式A2等級企業)
<https://logofarm.jp/form/x4b6/960360> <外部リンク>
- <県北広域本部管内企業> (土木一式A2等級企業)
<https://logofarm.jp/form/x4b6/965594> <外部リンク>
- <県南広域本部管内企業> (土木一式A2等級企業)
<https://logofarm.jp/form/x4b6/965452> <外部リンク>
- <天草広域本部管内企業> (土木一式A2等級企業)
<https://logofarm.jp/form/x4b6/937135> <外部リンク>

2) 提出資料についても、電子データ(PDF等)でLOGOフォームへアップロードする形となります。

3) 提出資料電子データ(PDF等)については、指定されたファイル名で提出してください。
詳細は「2 個別事項」の各項目の<提出書類(電子データ)>をご覧ください。

詳細な申請方法は「土木一式A1等級 説明(LOGOフォーム申請方法)」をご覧ください。

※1: LOGOフォームとは、株式会社トラストバンクが提供する「電子申請システム」です。

2. 個別事項

(1) 令和3年度(2021年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省、農林水産省、及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
 - ・同種又は異種の優良工事等表彰の受賞実績を評価します。
 - ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
 - ・「優良工事等表彰」の対象は、「優良工事等表彰の評価対象一覧表」のとおりです。
 - ・社団法人日本治山治水協会と日本林道協会が共催する治山・林道コンクールについて、農林水産大臣賞と林野庁長官賞が農林水産省の表彰に該当します。
 - ・優良工事等表彰の実績が複数ある場合は、配点が高い方を採用します。
- 例えば、熊本県優良工事等表彰と熊本県農村振興技術連盟表彰の2つを受賞している場合、得点は前者の1.0点とします。
- ・森林管理局長名の表彰は、評価対象外です。
 - ・国土交通省の河川国道事務所長名の表彰は、評価対象外です。
 - ・各広域本部(地域振興局)土木部長名の表彰は、評価対象外です。
 - ・事前登録対象期間は、令和3年度(2021年度)表彰以降から令和8年(2026年)3月31日までの表彰とします。
 - ・特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
 - ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受賞実績が評価対象です。

優良工事等表彰の評価対象一覧表

名称	表彰者	配点	評価対象
国土交通省の優良工事表彰等	国土交通大臣	1.0点 (0.50)	令和3年度 (2021年度) 以降
国土交通省地方整備局長表彰	地方整備局長		
農林水産大臣表彰	農林水産大臣		
農林水産省農村振興局長表彰	農村振興局長		
農林水産省地方農政局長表彰	地方農政局長		
林野庁長官表彰	林野庁長官		
水産庁長官表彰	水産庁長官		
熊本県優良工事等表彰	熊本県知事	0.5点	
熊本県建築住宅局優良工事表彰	熊本県建築住宅局長	0.5点 (0.25)	
熊本県農村振興技術連盟表彰	委員長		
熊本県治山林道協会表彰	協会長		

備考：「国土交通省の優良工事表彰等」及び「国土交通省地方整備局長表彰」の対象は、1) 優良施工業者(工事部門)表彰、2) 安全施工業者表彰、3) 災害復旧等功労業者(工事部門)表彰、4) 優良工事における下請業者表彰のみとします。配点欄の()書きは異種工事の配点です。工事名が記載されている表彰を評価します。工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A1等級 説明(LOGOフォーム申請方法)」に沿って申請を行ってください。
- ・質問項目「Q2.「優良工事等表彰」の実績」において、実績の有無を入力します。

<提出書類(電子データ)>

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し

※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名_表彰状(優良工事表彰)」とすること。

例：〇〇工務店_表彰状(優良工事表彰)

- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ登録(竣工時登録内容確認書)の写し(ただし、コリンズの竣工登録がない場合は、県工事においては入札公告など受賞した工事の種類(許可業種)が確認できる資料の写し)

※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名_コリンズ(優良工事表彰)」とすること。

例：〇〇工務店_コリンズ(優良工事表彰)

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。
- ・土木一式工事の優良工事等表彰の受賞資料を提出してください。
- ・土木一式工事の受賞実績がない場合、異種工事の資料を提出してください。

(2) 地域精通度

- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、代表構成員が要件を満たしている場合に評価します。(熊本県建設工事共同企業体運用基準により、主たる営業所は代表構成員の主たる営業所)

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A1等級 説明(LOGOフォーム申請方法)」に沿って申請を行ってください。
- ・質問項目「Q5「建設業法上の主たる営業所の所在地」において、市町村名と管轄を記入します。
※市町村名については、「〇〇郡△△町」の場合、町名のみ記入(「△△町」と記入)

(3) 過去2年間の「災害支援活動」の実績

災害支援活動とは、国、県又は県内市町村等^{※1}の**農林水産業施設管理者の要請**により実施した「農林水産業施設の災害支援(応急)活動」(例：農地、農道の土砂撤去等)です。

※：県内市町村等とは、県内市町村、土地改良区、森林組合、漁協及び法人組織の農業団体とします。

ア 令和8年度(2026年度)発注工事(令和8年(2026年)6月1日以降の入札公告の工事)の評価対象期間は、令和6年度(2024年度)～令和7年度(2025年度)です。

※令和8年(2026年)4月1日以降の活動実績の申請は、工事毎に個別申請となります。

イ 発注工事を管轄する地域振興局等管内の農林水産業施設等の災害復旧支援活動実績を評価対象とします。
なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。

- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、全ての構成員の活動実績が評価対象です。

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A1等級 説明(LOGOフォーム申請方法)」に沿って申請を行ってください。
- ・質問項目「Q6.過去2年間の「災害支援活動」の実績」において、実績の有無と管轄を記入します。

<提出書類(電子データ)>

- ・国、県又は市町村等の要請に基づき活動した旨を証明する活動証明書※1の写し。

※1：要請者が発行する証明書※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名_活動証明書(災害支援活動)」とすること。

例：〇〇建設_活動証明書(災害支援活動)

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。
- ・同じ地域振興局等での活動資料を複数提出する必要はありません。地域振興局等毎に1件、資料を提出してください。

(4) 「家畜防疫基本協定の締結」又は過去2年間の「家畜防疫支援活動の実績」

【農林水産部独自評価項目】

・発注工事を管轄する地域振興局等との「家畜防疫協定の締結」と家畜防疫支援活動（演習活動を含む。）の実績を評価します。

・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

<電子申請による入力>

・別紙「土木一式A1等級 説明（LOGOフォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。

・質問項目「Q8. 「家畜防疫基本協定の締結」又は過去2年間の「家畜防疫支援活動の実績」において、該当の有無と、各管轄を記入します。

<提出書類（電子データ）>

・国、県又は県内市町村の証明書の写し

※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名_家畜防疫関係」とすること。

例：〇〇建設_家畜防疫関係

家畜防疫基本協定締結がある場合

・当該地域振興局（農政事務所）と締結した最新の協定書の写し及び発行年月が記載された最新の協会員名簿

家畜防疫基本協定締結がない場合

・当該地域振興局等（農政事務所）が発行する活動証明書の写し

(5) 過去2年間の「地域貢献活動」の実績

・評価対象の地域貢献活動は、別紙「農林水産部地域貢献評価一覧表」のとおりです。

農林水産部が所管する事業が対象とする農地・林地・海岸及び農林水産業用施設等の地域資源や農山漁村の環境を保全する活動（施策推進活動・社会貢献活動）に、会社として参加した場合に評価します。

（土木部等が所管する国土交通省関係の施設は、評価対象外です。）

・各建設産業団体連合会が主催して行った活動（以下、「団体での活動」という。）については、社会貢献活動にあたる場合、企業が単独で行っている活動と区別して評価します。

「施策推進活動」とは、会社が主体的に参加できる制度があり、その制度に基づき取り組んだ実績を評価するものです。

「社会貢献活動」とは、制度化されていない、一般的に「ボランティア活動」と呼ばれる活動のことで、“原則として協定に基づく活動を評価対象”としていますが、例外的に“地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動”も評価する活動も一部あります。

・評価する活動は、会社として過去2年間継続した活動、かつ活動内容（地域貢献一覧表の活動名）が同じものとし、令和8年度（2026年度）は、令和6年度（2024年度）と令和7年度（2025年度）のそれぞれの年度に年1回以上活動した場合に評価します。

・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の活動実績を評価します。

<電子申請による入力>

・別紙「土木一式A1等級 説明（LOGOフォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。

・質問項目「Q10. 「地域貢献活動」の実績」において、実績の有無と、単独か団体かを記入します。

<提出書類（電子データ）>

・別紙「令和7年度（2025年度） 農林水産部地域貢献評価一覧表」

※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名_（地域貢献活動・提出書類一覧表）」とすること。

例：〇〇工務店__（地域貢献活動・提出書類一覧表）

- ・「令和7年度（2025年度） 農林水産部地域貢献評価一覧表」に定める提出物。

※PDFの電子データをLOGOフォームでアップロード

※ファイル名は「企業名__（地域貢献活動・必須提出物一式）」とすること。

例：〇〇工務店__（地域貢献活動・必須提出物一式）

- ・「社会貢献活動」において、会社が地域貢献活動の取組主体や取組主体の構成員となっている場合、地方自治体や施設管理者との協定（具体的に活動区間（区域）などの活動内容が明記されているもの）の締結がある場合は、構成員と判断できる資料（規約、会員名簿等や協定書の写し、活動証明書）が必要です。（日報、写真などは添付する必要はありません。）

申請上の注意点

- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動でないと評価対象となりません。
- ・単独での活動と団体での活動の両方の実績がある場合、単独での活動実績の資料のみ提出してください。

令和8年度（2026年度）農林水産部地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動		評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.				
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの
		2	「農地維持支払、資源向上支払の助成対象活動」	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約（構成員名簿を含む。）
		3	「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの 「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動（植林・下刈・間伐・枝打）	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要（主催者、目的、内容等）が分かるもの（例：企画書、参加者募集のチラシ等） ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真
		6	森林整備活動（植林・下刈・間伐・枝打）	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場（内水面を含む。）、及び海岸（農地海岸、漁港海岸）の美化・保全活動（流木処理、ゴミ拾い等）	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図
		8	・漁港や漁場（内水面を含む。）、及び海岸（農地海岸、漁港海岸）の美化・保全活動（流木処理、ゴミ拾い等）	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	「農道」の美化・保全活動（清掃、除草等）	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図
		10	「林道」の美化・保全活動（清掃、除草等）	「	「	
		11	「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動（清掃、除草等）	「	「	
	「特別枠」	上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。				・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。
		〔設定例〕 ・阿蘇の草原維持活動（野焼き、輪地切り、輪地焼き）		阿蘇の草原を管理する（牧野組合、原野組合、造林組合、行政区）が主催する活動であること	過去2年間で毎年複数の社員が参加していること	①「活動への参加」に係る主催者の証明書、②地域貢献活動区域の地図、③活動日の作業日報の写し、④活動の状況写真
	その他	○評価方法について ・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加※1した活動実績を評価する。 (※1)会社として過去2年間継続して参加。「複数の社員」が「会社の一員として」令和6年度(2024年度)と令和7年度(2025年度)それぞれに年1回以上の活動に参加すること。 ・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。 ・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績とするとす。 ・各建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った活動の場合、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることを確認できる場合に評価します。				
○「評価する活動の対象区域」について ・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。						
○提出物について ・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。 ・社会貢献活動において団体での活動の場合、会社が団体の構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)で、各年度が確認できるものを提出すること。 ・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可) ・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。 ・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。 例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、その報道記録(写し可)」 ・団体の活動:各建設産業団体連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。 ・必須提出物は、項目ごとに別業で提出すること。						
○「活動区域の地図」について 「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長(協定書の延長)を黒色で、実際に活動した延長(活動報告書の延長)を赤色で、旗揚げすること。 地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。 ※活動区域の地図は、年度毎に別業で作成するものとする。						

令和8年度(2026年度)「農林水産部地域貢献活動」の留意点

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの	
		2	・「多面的機能支払制度」の助成対象活動(農地維持支払・資源向上支払)	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)	
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等

・会社が取組主体又は取組主体の構成員として、活動組織に参加していることが必要です。社員が個人的に構成員になっている場合は評価対象外です。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
		5	・「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真
	6		地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。			
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。		

・港湾、建設海岸等は、評価対象外です。

・4、6、8の活動については、土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。

・客観的に確認できる資料とは、地方自治体や施設管理者による活動証明書等を想定しています。

・5、7の活動については継続性を重視し、2人以上/回の活動が、2か年以上継続していれば評価対象となります。

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考
	項目	活動No.	活動名				
社会貢献活動	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道の美化・保全活動」には、歩道も含む。
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)		"		
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)		"		

・協定に基づく活動のみ評価対象となります。

・土地改良区、漁業協同組合との協定に基づく活動は、評価対象外です。但し、9の活動において、ほ場整備地区内の幹線農道等(幅員4.0m以上を想定)を管理する土地改良区との協定は評価対象となります。

・協定が締結され、令和6年度(2024年度)、令和7年度(2025年度)に活動した事の証明書が必要です。

(6) 令和2年度災害関連等工事の受注件数

- 令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - 令和2年発生災害復旧工事
 - (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- 評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- 評価対象の期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までに元請として受注契約した工事。
- 評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和8年(2026年)3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- 経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。(イメージ①参照)
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上の場合は、1件として評価します。(イメージ②参照)

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数=1件(合冊工事計)

- 合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。(イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。)

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

【土木部所管工事】

- 川(道路の場合は、国道又は県道○○線 等)2年発生・・・災害復旧工事
 - 川河川等単県災害復旧工事
 - 線単県道路災害復旧工事
 - 川単県砂防施設災害復旧工事
 - 災害復旧事業(○○○)工事
 - 川単県河川掘削(緊急浚渫債)工事
- 等

【農林水産部所管工事】

- 地区県営農地等災害復旧事業(農地等)第○号工事
- 地区県営災・工事費(過年)第○号工事
- 地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- 管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- 管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- 管内林地荒廃防止施設災害復旧事業(○○)第○号工事
- 管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事
- 管内災害関連緊急治山事業第○号工事
- 管内復旧治山事業火山地域(○○)第○号工事
- 管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業(○○)第○号工事

- ・〇〇管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業（〇〇）第〇号工事
 - ・〇〇管内単県治山（〇〇）（〇〇）事業第〇号工事
 - ・〇〇管内復旧治山事業通常地域（〇〇）第〇号工事
- 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語が見つからない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行うとともにその工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A1等級 説明（LOGO フォーム申請方法）」に沿って申請を行ってください。
- ・質問項目「Q13. 令和2年度災害関連等工事の受注件数（今回更新後の合計件数を選択）」において、受注件数を記入します。
- ・入力する「令和2年度災害関連等工事の受注件数」は必ず今回更新後の合計件数を入力してください。
例1：前年度認定件数6件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数（6件+1件）となる「7件」を選択してください。
例2：前年度認定件数6件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「6件」を選択してください。

<提出書類（電子データ）>

なし

※本項目は土木部と共通のため、提出書類は土木部のみへの提出となります。

(7) 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- ・評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円(税込み)以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和8年(2026年)4月10日までに契約した工事とします。
- ・令和8年(2026年)4月11日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。
- ・令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

【土木部所管工事】

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事(工事名例)
 - ・〇〇川(道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線等)2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。(工事名例)
 - ・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
 - ・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・経常建設共同企業体で申請する場合は、全ての構成員の受注実績を評価します。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。(イメージ③参照)
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。(イメージ④参照)

○イメージ③

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥3,000万円
B工事	31,000,000	≥3,000万円
C工事	28,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数 = 2件 (A工事・B工事)

○イメージ④

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	<3,000万円
B工事	8,000,000	<3,000万円
C工事	16,000,000	<3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥3,000万円

※評価工事件数 = 1件 (A+B+C工事)

○留意事項

- ・評価する工事は2件までとします。
- ・工事仕様書(表紙)の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。

<電子申請による入力>

- ・別紙「土木一式A1等級 説明 (LOGO フォーム申請方法)」に沿って申請を行ってください。
- ・質問項目「Q14. 球磨地域振興局管内における令和2年度発生災害復旧工事の受注件数(今回更新後の合計件数を選択)」において、受注件数を記入します。
- ・入力する「球磨地域振興局管内における令和2年度発生災害復旧工事の受注件数」は必ず今回更新後の合計件数を入力してください。

例1: 前年度認定件数1件、今回追加件数1件の場合は、更新後の合計件数(1件+1件)となる「2件以上」を選択してください。

例2: 前年度認定件数1件、今回追加件数0件の場合は、更新後の件数となる「1件」を選択してください。

<提出書類（電子データ）>

なし

※本項目は土木部と共通のため、提出書類は土木部のみへの提出となります。

3 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

（一財）熊本県建設技術センター

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194
TEL 0964-42-9030

申請 URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1383194>

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 TEL 096-333-2426（直通）
- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ
（一財）熊本県建設技術センター 企画業務部 TEL 0964-42-9030

4 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

（1）事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の4項目が事前登録更新の対象となります。

①企業評価の優良工事等表彰：

前回申請以降に、登録（申請）済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合
（登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。）

②地域精通度（主たる営業所の所在地）：

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③災害協定の締結：

前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

④球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数：

前回申請以降に新たに球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事を受注した場合

注）企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記4項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

（2）事前登録更新の受付

毎月15日まで（土・日・祝日を除く）（9時00分～17時00分）

（2）申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

（一財）熊本県建設技術センター 企画業務部

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194
TEL 0964-42-9030

申請 URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1383194>

5 合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示380号）により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

（一財）熊本県建設技術センター 企画業務部

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL0964-42-9030』

申請 URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1383194>

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 TEL 096-333-2426（直通）

- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

（一財）熊本県建設技術センター 企画業務部 TEL 0964-42-9030

6 経常建設共同企業体を登録又は解消した場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請先及び申請方法

電子申請（LOGOフォーム）で申請後に、必ず電話連絡にて申請した旨を連絡してください。

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL0964-42-9030』

申請 URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1383194>

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 TEL 096-333-2426（直通）

- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

（一財）熊本県建設技術センター 企画業務部 TEL 0964-42-9030